

常時募集住戸のお申込みにあたっての注意事項

■お申込みの際は、受付窓口で次の書類を提出してください。書類が揃っていない場合は受付できません。

1. 住民票

- ・原則、現住所と住民票記載の住所が一致しているものが必要です。
- ・入居しようとする者のみに分離した世帯のものが必要です。

2. 市民税・県民税(所得)証明書

- ・申込者の世帯の18歳以上全員のものが必要です。
※ 18歳以上で無収入の方、18歳未満で収入のある方も必要です。
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の「生活保護適用証明書」(世帯全員分)を市民税・県民税(所得)証明書に代えて提出してください。

■申込資格や申込住宅の条件・概要について十分確認のうえ、お申込みください。

1. 原則、お申込み後の住宅変更や同居親族等の変更はできません。
2. 申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は、「無効」となります。
3. 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記入内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。
4. 指定期日までに必要書類の提出がない場合は「失格」となります。
5. 世帯の人数によりお申込みできない住宅があります。
 - ・単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」「単身向」の住宅しかお申込みできません。
 - ・「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。

※申込日現在、出生していない胎児は、人数に含みません。
6. 家賃月額・入居予定時期等は見込みですので、変更になることがあります。
7. 「募集住宅一覧」の「エレベータ」欄は、(○)有り、(×)無しを表しています。ただし、(○)有りのうち、「スキップ」と表示されている住宅は、エレベータが全ての階には停止しませんので、注意してお申込みください。
8. 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。
9. 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。
10. 注意マークは、該当住宅について注意いただきたいことをマークで表しています。

付近の住環境については、事前に十分ご検討のうえお申込みください。申込後の住宅変更はできません。

- ⚠ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
- ⚠ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
- ⚠ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
- ⚠ 団地内は坂道が多くなっております
- ⚠ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります
- ⚠ 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります
- ⚠ 近隣にサッカーリング場があり、騒音等が発生することがあります

11. 要告知住宅について

要告知住宅とは、下記の理由により募集を停止していた住宅です。

その旨をご了承のうえ、お申込みください。

- ・自然死や不慮の事故死(入浴中の転倒事故や食事中の誤嚥等)以外の死が発生した住宅
- ・特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死が発覚してから概ね3年間が経過していない住宅
- ・火災が発生した住宅

〔申込資格・入居条件について〕

・申込資格については、同じ募集区分の住宅と同じです。

・入居にあたっては、上記内容の住宅であることの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てないことについての誓約書を提出していただきます。

12. 改良住宅について

住宅密集地域の住宅改良を行うために、住宅地区改良法に基づき建設された住宅です。

※申込資格のうち収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。

13. 今回募集の住宅に入居されても、将来の建替、廃止、大規模改修等にともない、他の市営住宅等への移転が必要になる場合があります。

また、大規模改修工事等の際には、騒音、振動、粉塵等が発生することがあります。

14. 申込書を鉛筆や消せるボールペン等で記入された場合は、受付できません。